Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-04

法学研究のグローバル化？

興津，征雄

(Citation)
凌霜,407:44-45

(Issue Date)
2015-10

(Resource Type)
article

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003406

学園の窓

法学研究のグローバル化？

法学研究科准教授　興津征雄

２０１４年８月から15年７月まで、正味約10カ月間、神戸大学学長裁量経費による若手教員長期海外派遣制度による助成を受けて、米ニューヨーク大学（ＮＹＵ）法科大学院において在外研究を行いました。同地においては、〝グローバル行政法〟という、米国でも新しい研究プロジェクトについて勉強していましたが、ここでは、その内容ではなく、米国で私が感じたもう一つの〝グローバル化〟すなわち法学研究の手法や法学研究者の意識のグローバル化についてお話ししたいと思います。

その前に、本誌の読者が法律の専門家ばかりではないことにかんがみ、日本の法学研究の現状を、私なりの問題意識を踏まえて説明しておきます。日本の法学研究では、比較法研究、すなわち、日本の法とどこか外国の法とを比較対照するという研究手法が主流です。私のように日本法を本来の研究対象とする実定法学者であっても、日本の法令や判例や文献しか読んだことがないという人は稀であり、多くの実定法学者は、大学院で研究者の卵としてのトレーニングを受ける際に、外国法との比較研究をするように指導され、そのために必要な語学力を文献講読ゼミ等を通じて養うことになります。比較対象は、歴史的に日本法に大きな影響を与え続けている独仏米英の中から選択されることが一般的です（それ以外の国を対象として優れた業績を上げている研究者もいますが、数の上ではこの４カ国が多数派です）。首尾よく大学教員として職を得た暁には、在職大学からの派遣の形で１年ないし２年の在外研究を行うことが勧奨されます。私の場合は、修士論文ではドイツ法を比較対象とし、その後フランス法を研究するようになり、大学院在学中の２００４年から神戸大学への着任を挟んで２００７年まで、フランスで在外研究を行いました。

このようにいうと、日本の法学研究は外国との接点が多く、すでに相当程度グローバル化していると思われるかもしれません。確かに、日本ほど比較法研究の伝統と蓄積がある国は、諸外国を見回しても珍しいようです。これが日本の法学研究の強みであり大きな資産となっていることは、否定すべくもありません。しかし、私が考える日本の比較法研究の問題点は、外に向けての〝発信〟の意識が非常に希薄だということです。歴史的には、日本の比較法研究は、明治期の近代化の過程で欧米の法を学びそれを移植するために始まったものであり、〝受信〟の要素が圧倒的に強いものでした。それは今もなお日本の比較法研究のあり方を規定しており、外国のことを勉強するのは日本の法をよりよくするため、日本で生じている問題を解決するためであり、留学や在外研究に行く目的も、当該国の〝優れた〟法制度や学説を勉強して日本に持ち帰り、その成果を日本語で

発表することに重きが置かれていました。つまり、日本の法学者はこれだけ外国のことを勉強しておきながら、その視線は完全に自国の方のみを向いていたといわざるをえないのです。

もちろん、明治期から現在に至るまで、外国語で書かれ当該国で評価された日本人の研究がいくつも存在していたことを付け加えなければフェアではありませんし、近年では、外への発信を意識して現に実践している人はかつてよりずっと増えていることも事実です。また、経済学をはじめとする隣接諸学の影響を受けて法学研究の手法自体が多様化していることは、内向きな比較法研究のあり方を相対化する契機も持っているように思います。それでも、日本の法学界全体としては、自分の研究を世界の学界に向けて問い、世界中の研究者と切磋琢磨する、そして日本のみならず世界で共通に生じている問題の解決のために貢献するという意識が、もっとあってよいように思います。

日本の法学研究のあり方に対する以上のような問題意識は、私が大学院に入った当初から漠然と抱え続けてきたものでしたが、ではそのために自分が何をすればよいかは、答えが見つからないままでした。フランスから帰国後は、フランス語で論文を書いたりフランス語で口頭報告をしたりする機会をわずかながら持ちましたが、その内容は日本法の現状を紹介するにとどまり、とても世界の学界に貢献しているなどといえる代物ではありませんでした。しかし、今回のＮＹＵでの在外研究により、目指すべき途がもう少し具体的に見えてきたように思います。

ＮＹＵで驚いたのは、英語圏のみならず世界各国から第一線の研究者たちが最新の問題意識と研究成果を引っ提げてやって来て、毎日のように開催されるワークショップやセミナーで、喧々諤々の議論を闘わせていることでした。彼らは決して、「アメリカ法」を勉強してそれを自国に持ち帰るために来ているわけでも、自分の国の現状をアメリカ人に紹介するために来ているわけでもありません。議論の端緒や素材は、どこか特定の国の特定の制度や事例から採られていることも少なくありませんが、それを世界中の研究者たちが共有可能な形で理論化・一般化し、表面的な制度の相違を超えて意見交換をしようという姿勢が（常に成功していたかどうかは別にして）明確でした。恥ずかしいことに私は、一つには英語力の不足から、もう一つには日本で（そしてフランスでも）経験したことのなかった議論のダイナミズムに圧倒されて、こうした議論の輪に十分に加わることができませんでしたが、ここに法学研究のグローバル化という新たな形を見たような思いがしました。米コーネル大のＡ・ライルズ教授（Annelise Riles）の論文のタイトルを借りれば、「比較から協働へ」（From Comparison to Collaboration）というキャッチフレーズで言い表すことができましょうか。

10年前まで私が在学していた大学院では、外国文献講読のトレーニングはみっちりと受けましたが、外国語での執筆や議論のやり方を教わったり、それを奨励されたりすることは一切ありませんでした。大学院在学中の留学も一般的ではありませんでした。今でも事情はそれほど変わっていないものと推測します。現在、神戸大学大学院法学研究科では、多くの外国人教員を迎え、グローバル化や国際化に対応したさまざまな取組みを行っていますが、日本の法学界が世界の法学界から取り残されてしまわないように、法学研究や法学研究者養成のあり方自体を考え直す時期が来ているように感じています。